

## 賃金構造基本統計調査の調査対象職種の見直しに関する御意見

番号	御意見の種類	御意見等の内容・理由(要約)	意見に対する事務局の考え方
1	職種区分 (個別職種)	<p>職種番号164「保健師、助産師」については、日本標準職業分類に合わせて、保健師と助産師をそれぞれ独立した職種区分として設定していただきたい。</p> <p>(理由) 保健師と助産師は、異なる国家資格であること、また、就業場所や勤務形態等の実態にも違いがあることから、それ各自立した職種区分として数値を把握することが必要となる。さらに、保健師と助産師が独立して集計されることにより、集計結果の活用の可能性が増すことが考えられる。</p>	保健師と助産師はそれ各自立の職種区分として調査する方向で検討する。
2	職種区分 (個別職種)	<p>職種番号301「介護職員(医療・福祉施設等)」は、「介護職員(医療施設等)」と「介護職員(福祉施設等)」に分割していただきたい。</p> <p>(理由) 介護保険サービスに従事する介護職員は、処遇改善等のため各種対策が講じられているが、「介護職員(医療・福祉施設等)」の区分では、介護保険サービスに従事する労働者の賃金の実態が把握できない。 介護職員の賃金水準を全産業平均と比較するため、賃金構造基本統計を利用しているが、産業分類「医療、福祉」や「社会保険・社会福祉・介護事業」では、実態を確かめることはできない。 診療報酬と混同しないためにも、「介護職員(福祉施設等)」の賃金水準を合理的に把握するため、「介護職員(医療・福祉施設等)」を細分化するべき。</p>	介護関連職種の細分化については、把握可能性(明確な定義や区分が可能か)、政策上の必要性の有無等といった観点から、引き続き検討する。
3	職種区分 (個別職種)	<p>介護関連の職種について、介護サービス就業者の職種、就業する場所、形態別の賃金に関する情報を提供できるよう、職業区分を細分化していただきたい。</p> <p>また、介護サービスの研究者として、以下のような事項についても把握したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的高齢者施設3種での賃金格差、あるいは公的施設と有料老人ホームなど民間施設での就業者の賃金比較</li> <li>・介護サービスの就業者には作業療法士や言語療法士などの専門職もあり、数も増えているが、彼らの収入はどの程度か。</li> <li>・病院で働く看護師と訪問看護師の賃金格差はあるのか。</li> </ul> <p>(理由) 製造業は伝統的に重要視され、職種区分が細分化されているのに比較して、介護関連の職種も細分化すべきである。 今後の高齢者の増加を反映して、介護サービス産業はいやとうなく拡大していくと思われる。</p>	介護関連職種の細分化については、把握可能性(明確な定義や区分が可能か)、政策上の必要性の有無等といった観点から、引き続き検討する。
4	職種区分 (個別職種)	<p>スポーツや健康に関するサービスの産業分野が拡大しているので、それらを特定できる職種区分を設定していただきたい。</p> <p>(理由) 公共スポーツ施設において、利用者の受付、清掃、運動指導及び事務全般を行い、さらに介護施設や学校にて運動指導や健康関連の講話なども行う労働者が存在する。 従来の職種区分では、「専門的・技術的関連職業従事者」の「個人教師、塾・予備校講師」(例示に「エアロビインストラクター」とあるため)や「サービス関連職業従事者」で回答していたが、新しい職種区分では職種番号315「その他のサービス職業従事者」になるのか。 どの職種で回答すべきか悩むので、上記のような業務を行う者の職種区分を設定してほしい。</p>	今回の職種区分の見直しについては、日本標準職業分類と整合的であるものとするなどを基本としていることから、今回の見直しにおいては御指摘の見直しを反映することは困難と考える。
5	職種区分 (個別職種)	<p>職種番号177「他に分類されない社会福祉専門職業従事者」の「含まれる職種の例」について、社会福祉施設長と指導員等職員が同じカテゴリとされているが、分けた分類としてほしい。</p> <p>(理由) 施設長は管理者、指導員等は職員(労働者)であり、賃金の構成(時間外、手当等)が異なるため。</p>	今回の見直しにおいては、これまで職種を把握してこなかった役職者についても職種を調査することを検討している。御要望の点については、該当職種のうち役職の有無を確認することで一定程度の対応が可能になるものと考える。

番号	御意見の種類	御意見等の内容・理由(要約)	意見に対する事務局の考え方
6	職種区分 (総論)	<p>自身も賃金構造基本統計調査を複数回担当したが、新職種区分案は現行のものに比べ非常に汎用性が高く、全般的に網羅できていると感じる。</p> <p>現行のものは特に「～工」「～員」などといった専門・職人的な職種が必要以上に細分化されているにも関わらず、サービス業のプロフィット部門関連の職種や事務系職種が分類不能な状態であった。</p> <p>調査に回答する企業にとって本業の源泉となる職種が該当しないことは非常に悲しいことである。</p> <p>新職種区分が妥当なのか、調査対象事業所に何らかの形でヒアリングを行うことや、毎月勤労統計調査等、「統計慣れ」している企業等に個別にアンケートを取ることも良いのではないか。</p>	(後段について) 新職種区分案が妥当なのか(調査対象事業所が回答可能なのか)という点については、今後、試験調査の実施等により検証を進めたいと考えている。
7	職種区分 (総論)	職種区分の変更に関して、他統計との接続性を考慮された改定、非常に有意義であり、利用者として、利便性が向上する。	-
8	職種区分 (総論)	<p>この度の職種の見直しは時宜にかなっていると考えられ、総論として賛同するが、細かい点については以下に意見を提出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>どういった職業に従事する者が当該職種に該当するのか、記入者が戸惑うことのないように、とくに変更のあった職種の名称も含め、記入の手引などで丁寧に説明して理解がえられるよう努力されたい。</li> <li>職種を括るとどの職種についての賃金なのかが曖昧になるおそれがある一方で、詳細にしそぎると対象労働者が少なくなりすぎることも考えられる。職種別賃金を調査するというそもそも意義・ねらいをよく考えながら検討してほしい。 例えば、職種番号180「その他の経営・金融・保険専門職業従事者」には社会保険労務士や証券アナリスト、アクチュアリーが含まれるが、アクチュアリーは社会保険労務士などに比べて、賃金水準が高いと考えられるため、ひとりくくりにした結果をどのように分析・評価するのか難しくなるのではないか。職種番号178「法務従事者」、191「著述家、記者、編集者」及び196「他に分類されない専門的職業従事者」も同様。</li> <li>専門的・技術的職業従事者、とくに「士業」について、日本標準職業分類に職種を揃えていることは理解するものの、新職種区分案では全く異なる職務内容の専門職が一つの職種区分となり、どの職種に注目して賃金を調査するのかが、不明確になるとされる(例えば「196 他に分類されない専門的職業従事者」には通訳、行政書士、アナウンサー、不動産鑑定士などが含まれる。ただ、これらの職種に該当する者は比較的小なものと思われる)ため、単に括るのではなく、調査する意義のある職種を検討されたい。</li> <li>管理的職業従事者に、現行の部長、課長など職階として調査していた者が含まれることとなるが、役職別の賃金については、とりわけ男女別に分析するニーズがあることからこれまで通り職階別の集計、公表がなされるようにしてほしい。</li> <li>引き続き、職種別賃金の研究について努めていただき、新しい職種の賃金を適時適切に調査できるようお願いしたい。</li> </ol>	<p>(1、5について) 御指摘の点に留意し、今後調査の見直しを進めていくこととする。</p> <p>(2、3について) 今回の職種区分の見直しについては、全ての労働者を網羅し日本標準職業分類と整合的であるものとすることを基本としていること、職種区分を詳細にしそぎると対象労働者が少なくなり安定した結果が得られない可能性があることから、御指摘の職種についての見直しは困難である。</p> <p>(4について) 役職別の男女別賃金については、これまで同様調査し、集計・公表する予定である。</p>
9	調査項目	<p>時代の変化によって専門職種が増えていること等を捉えて、新しい職種をその度に、追加することは評価できる。</p> <p>ただ、性別や年齢といった項目の他に、グローバルに通用する項目(例えば、同じ専門職でも「1初級レベル(見習)2中級レベル(中堅)3上級レベル(ベテラン)」といった区分等)を設けることを提案する。</p> <p>(理由) この調査は、日本の賃金構造を社会的な現象として調査し、それを歴史に残すということ以外に、日本の将来に向かって、いかに働き方改革を行うかといったときの参考資料としての使われ方をしている。 将来に向かって働き方改革を行う際に、性別や年齢といった過去の項目はむしろ改革のさまたげとなる。勤続年数や年齢は必ずしも職種の市場価値や貢献度とは連動しないため、能力レベルによる区分を設定し、調査の際に社員の働きぶりを良く知る事業者に記入させることで、性別や年齢よりも、市場価値や貢献度の方が重要であることを認識させ、習慣化する手助けとなると考える。</p>	能力のレベルによる分類は、現状では他にそうした標準的な分類がないことから明確な基準を設けることが困難であり、回答者の主観に左右されると考えられることから、対応は困難と考える。

番号	御意見の種類	御意見等の内容・理由(要約)	意見に対する事務局の考え方
10	個別職種の詳細	<p>職種番号253「その他の販売店員」の「含まれる職種の例」に「医薬品販売員(登録販売者)」を追記いただきたい。</p> <p>(理由) 職種番号253「その他の販売店員」について、対応する日本標準職種分類323では、「医薬品販売員」が含まれているため。一方、職種番号254「その他の商品販売従事者」の「含まれる職種の例」には「医薬品配置販売人」が記載されているところ、「医薬品販売員」が登録販売者を指すことを明確にするため。</p>	<p>御指摘のとおり医薬品販売員は類似職業があり紛らわしいため、職業区分案及び調査時に事業主に配布する職業解説に「医薬品販売員(登録販売者)」が職種番号253に含まれる旨を明記する。</p>
11	個別職種の詳細	<p>職種番号174「他に分類されない保健医療従事者」の「含まれる職種の例」のうち、「整骨師」を「柔道整復師」に修正いただきたい。</p> <p>(理由) 職種の名称として、「整骨師」ではなく、国家資格である「柔道整復師」が適切であるため。</p>	<p>国家資格名に合わせ、「整骨師」を削除し「柔道整復師」とする。 なお、職種番号174には国家資格のない整体師等も含まれるため、分かりやすいよう例示として「柔道整復師」の他「整体師」も追加する。</p>

※職種番号は、いずれも第1回賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループで提示した新職種区分案に対応する。